

平成29年度 鎌ヶ谷市商工会永年勤続優良従業員表彰実施要領

1 目的

鎌ヶ谷市商工会会員事業所に永年にわたり勤務する従業員の功績を表彰し、他の範とすることで、従業員の勤労意欲と定着性の増進を図り、企業の繁栄と地域経済の発展に寄与することを目的とする。

2 表彰資格

鎌ヶ谷市商工会の会員事業所に勤務する従業員(家族従業員、パートタイマーを含む)であり、次の要件を満たすものとする。

- (1) 勤務成績が優良であり、事業主の信頼が厚い者であること。
- (2) 平成29年12月31日現在(勤務見込み)で、同一事業所に引き続き勤務しており、下記の表彰種別に該当し、事業所の推薦を受けた従業員であること。
ただし、過去において同一表彰種別で表彰を受けた者は除く。

表彰種別	勤続年数 (入社日からの勤務日数を満で計算)
5年表彰	平成29年12月31日をもって <u>満5年以上10年未満</u> の従業員
10年表彰	平成29年12月31日をもって <u>満10年以上15年未満</u> の従業員

3 被表彰者の決定

事業所からの推薦のあった者について、適切な選考を行うため永年勤続優良従業員表彰に係わる被表彰者選考委員会(以下「選考委員会」)を設置し、選考委員会にて選考のうえ商工会長が決定する。

4 選考委員会の設置

- (1) 選考委員は、次の16名で構成し、会長が任命する。
 - ① 商工会副会長 2名
 - ② 総務委員長 1名
 - ③ 商業部会正副部会長 3名
 - ④ 工業部会正副部会長 3名
 - ⑤ 労務対策委員 7名
- (2) 委員の互選により選考委員会に委員長、副委員長を置き、委員長は、選考委員会を総理し、選考委員会を代表する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。
- (3) 委員の任期は、3年とする。
- (4) 委員欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 推薦方法

各事業所の代表者は、別紙「永年勤続優良従業員被表彰者推薦書」に必要事項を記載のうえ、当商工会まで提出するものとする。